経税部だより

# 第5次医療法改定後の医療法人制度

税理士　黒岩　哲夫

## はじめに

2007年4月に「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」が施行され、少子・高齢化社会における医療体制の整備が図られることとなった。このいわゆる第5次医療法改定において、医療の非営利性及び公益性が従来以上に求められるようになり、出資による「持分あり医療法人」の設立は認められず、「持分なし医療法人」として社会医療法人及び基金拠出型医療法人制度が新設された。

ところで、最近における歯科の医療法人の設立状況は、08年度7件、09年度26件、10年度31件とやや増加傾向が続いている。

## 医療法人設立上の留意すべき事項

### 1．経営上の留意点

〈メリット〉

①医療法人化することで、一般的に、個人の家計と事業である医業経営が明確に分離されるため、財務面の信用が向上し、事業自体の永続性・効率性が追及しやすくなり、金融機関等に対する信用も増し、また社会的信用の向上により職員の募集等に有利な場合も考えられる。

②分院の設立が可能。

③介護保険事業等への事業展開が可能となる。

④事業継承等比較的スムーズに移行することができる。

⑤診療報酬支払基金から産目録、貸借対照表、損益計算書などの作成が必要となり、閲覧に供される。

・任期ごとに役員変更（重任を含む）の登記が必要。

・医療法人の設立に際し、都道府県知事等の認可が必要。

⑥役員及び従業員は、社会保険への加入（健康保険・厚生年金）は強制となり、事業主の負担額が増加し、資金繰りに影響を及ぼす。

※ただし、一定の手続により歯科医師国保の継続が可能

⑦永続性の観点から、安易に医療法人を解散することができない。

### 2．税務上の留意点

〈メリット〉

①法人税率と所得税率の差異による節税が可能であり、高額所得者ほど税率差により税額が軽減される。

②複数の役員に給与を支給することにより、所得分散による節税が可能。

③専従者給与が役員給与に変わることによる実質的な節税

④法人から受ける役員給与につき給与所得控除の適用を受けることによる節税

⑤一定の生命保険料や役員退職金を損金に算入されることなどによる節税

⑥社保収入にかかる所得以外の所得がある場合に役員の給与所得に転化された部分の一部には事業税がかからないための節税。なお、社保収入に係る所得には事業税が課税されない。

⑦個人事業で一定の要件を満たせば、個人事業の赤字は3年間繰越控除が可能であるが、医療法人で一定の要件を満たせば、医療法人の赤字は7年間繰越控除が可能となる（なお、08年4月1日以降については、9年間）。

〈デメリット〉

①交際費は出資金の額に応じ限度があり、原則として支出交際費の10％は損金にならない。

②小規模企業共済の脱退

③専従者給与が役員給与

## 07年4月以後の医療法人制度

07年4月以降は左記のとおりに分類される。

①社団である持分の定めのある法人・出資限度額法人　→　当分の間、経過措置型法人として存続を認める

②持分の定めのない社団法人・財団法人

## 基金拠出型法人

③基金拠出型法人（新設）

④社会医療法人（新設）

⑤特定医療法人

は、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。

①基金（代替基金を含む）

②資本剰余金

③資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額

### 3．代替基金

基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。また、この代替基金は取り崩すことができない。

### 4．基金総額及び代替基金の貸借対照表上の表示

純資産の部に基金及び代替基金の科目で計上することとなる。

### 5．税務上の留意事項

イ．08年度税制改正により、「医療法人がその設立について贈与又は遺贈を受けた金銭の額又は金銭以外の資産の価額は、その医療法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。（法令136の4①）」規定が設けられた。

ロ．医療法人に贈与税が課税される場合

相法66④

ハ．交際費等の損金不算入制度

期末貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から総負債の帳簿価額及び当期利益（又は当期欠損）を控除（当期欠損の場合は加算）した金額の60％に相当する金額を期末資本または出資の金額に準ずるものとして、資本または出資の金額を判定し、その定額基準額により計算する。

ニ．寄付金の損金算入限度額

その事業年度の所得の金額の2・5％

ホ．法人税率

普通法人（中小法人等）の税率を適用

ヘ．消費税の設立当初2年間の納税義務

基準期間のない法人のうち、事業年度開始の日における資本または出資の金額が1000万円以上である法人（新設法人）については、その基準期間がない事業年度は、小規模事業者に係る納税義務の免除は適用されないとのことであるが、もともと持分の定めのない社団医療法人は、出資の金額を有しないので、設立当初2年間の納税義務は免除される。

ト．地方税の均等割

地方税の均等割は、各税率表区分の最低金額を適用。

チ．基金の相続税評価

基金は出資金ではないので、財産の種類としては債権になる。

一般的に債権の相続税評価は、元本の価額と利息の価額の合計額によって評価されるが、基金の返還に係る債権には、利息を付することができないため、基金の評価は元本の価額だけでの評価となる。この場合の元本の価額は、その返還されるべき金額となる。

## 経過措置型から基金拠出型への移行の税務取扱い

### 1．法人税法上の取扱い

社団である医療法人で持分の定めのあるものが持分の定めのない医療法人になる場合において、持分の全部または一部の払戻しをしなかったときは、その払戻しをしなかったことにより生ずる利益の額は、その医療法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の金額に算入しない。（法令136条の4―2）

### 2．所得税法上の取扱い

・みなし配当課税（所法25条）

・みなし譲渡課税（所法59条）

### 3．相続税法上の取扱い

相続税法66条4項によれば、持分の定めのない法人に対し、財産の贈与または遺贈があった場合において、当該贈与または遺贈をした者の親族その他これらの者と特別の関係がある者の相続税または贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるときは、これを個人とみなして、これに贈与税または相続税を課する。

（おわり）

**表　具体事例による基金型法人の課税関係**

設立時に理事長Aが1,000万円を出資
移行時現在、この出資の持分の時価相当額を5,000万円とする
（出資1,000万円、繰越利益剰余金4,000万円、資本剰余金等はなし）
出資の払戻しをせず、基金の価額を出資の額面金額超、時価相当額未満として拠出した場合

| 基金の算定方法等 | 課　税　問　題 |
|---|---|
| 出資1,000万円と繰越利益剰余金3,000万円の合計4,000万円基金として拠出<br>↓<br>Aが出資の時価相当額5,000万円と拠出した基金4,000万円との差額1,000万円は持分放棄と考える | ・Aに対し、3,000万円のみなし配当課税（4,000万円－1,000万円）<br>・出資者が持っていた払戻請求権（1,000万円）が消滅し、その経済的利益は医療法人の所得の金額の計算上益金の額に算入しない。<br>・出資の時価5,000万円と拠出した4,000万円との差額1,000万円については上記相法66条4項の規定の適用の有無検討<br>・出資持分の放棄について出資持分時価によるみなし譲渡課税（所法59条）の問題が生じるが、国税庁の文書回答（H17年4月6日）により、譲渡性が認められないため課税は生じないと考える。 |